

鳥取縣公報

告示

昭和二十一年十一月廿二日
第七百六十四號

金曜日

本署ノ大キサハ國定編第5A列

◇鳥取縣告示第四百八十號

昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百二十四號緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助規程中次のやうに改める。

昭和二十一年十一月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

第五條中

一、開田開畑を行ふものにあつてはこの事業費の「四割以内」とあるを「五割以内」に改める。

◇鳥取縣告示第四百八十一號

昭和二十一年十一月十三日の臨時縣會に於て議決された昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十一月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算

歳入 △印減

經常部

第五款 國庫支出金 四四六、五〇〇圓

第一項 下渡金 三四八、〇〇〇

第二項 補助金 九八、五〇〇

經常部計 四四六、五〇〇

臨時部

第一款 繰越金 二二九、四三四

第二項 前年度繰越金 二二九、四三四

第二款 國庫支出金 一九、〇三六、九三九

第一項 補助金 一九、〇三六、九三九

第四款 寄附金	九〇五、五七七	第一款 警察費	八〇〇、〇〇〇
第一項 寄附金	九〇五、五七七	第一項 警察費	八〇〇、〇〇〇
第七款 縣債	七、二五八、七〇〇	第二款 土木費	一一、〇〇〇、七一九
第一項 縣債	七、二五八、七〇〇	第一項 道路橋梁費	四三四、〇〇〇
臨時部計	二七、四四〇、六五〇	第二項 砂防費	九九〇、〇〇〇
歲入合計	二七、八八七、一五〇	第三項 災害防除施設費	三三〇、〇〇〇
歲出		第四項 中小河川改良費	三二六、〇〇〇
經常部		第六項 災害土木復舊費	八、七九三、七一九
第二款 會議費	一九七、三〇〇	第七項 災害土木河川改良事業費	三二五、〇〇〇
第一項 縣會議費	一八七、三〇〇	第八項 河川改良費	八〇〇、〇〇〇
第二項 縣參事會費	五、〇〇〇	第三款 教育費	八〇〇、〇〇〇
第三款 縣職員費	一六、〇〇〇	第六項 官立米子醫學專門	三〇〇、〇〇〇
第四款 監査委員費	一六、〇〇〇	學校設立諸費	三〇〇、〇〇〇
第五款 警察費	△二二〇、〇〇〇	第八項 中等學校々舎修築費	五〇〇、〇〇〇
第六款 廳費	△二二〇、〇〇〇	第四款 勸業費	一四、一〇一、一三一
第七款 厚生費	一九七、〇〇〇	第三項 林業費	七、七九二、七五五
第八款 厚生諸費	一九七、〇〇〇	第四項 水産業費	四九七、三三五
經常部計	一八五、三〇〇	第七項 農業土木費	五、八一、〇五一

臨時部計 二七、七〇一、八五〇
 歳出合計 二七、八八七、一五〇

◇鳥取縣告示第四百八十二號

價格等取締規則第二條の規定により特殊燃料炭の販賣價格の届出があつたので次の通り受理した。
 昭和二十一年十一月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、製造業者の住所氏名

鳥取市吉方八一七ノ一

由 谷 義 博

二、製造物品の名稱、規格及び品質

特殊燃料炭 直徑一寸以上圓型 未利用資源炭化物

三、統制額

生産者統制額 五〇〇箇 二二圓五〇錢

小賣業者統制額 五〇〇箇 二四圓七五錢

1、本表統制額はバラのものの價格とし生産者統制額は生産者の工場渡し、小賣業者統制額は賣主の店先渡し

の價格とし途中の破損は生産者の負擔とする。
 2、本表箇數未滿のものを小分賣する場合はその比率により算出した額によるものとする。

◇鳥取縣告示第四百八十三號

道府縣制第六十八條第二項の規定により輕易なる事項を縣會の議決を経て次のやうに定める。
 昭和二十一年十一月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

道府縣制第六十八條第二項による輕易なる事項

一、全額國庫補助又は寄附金等特定財源ある事業の追加豫算に關すること。

二、一回純縣費五十萬圓未滿の追加更生豫算に關すること。
 三、總額を増加せず若くは償還年限を延長せざる範圍内に於て起債額並びに利息の定率及び償還方法の變更又は低利償替の爲にする起債並びに利息の定率及び償還方法に關すること。

四、轉貸債を起すこと。

但し該等款に該等するも台主職務補給費等を生認め受給し
のは縣會に附屬するを要するものたること主たる旨附録
の旨を附録に記す

鳥取縣告示第四百八十四號
鳥取縣會は毎年二月、三月、五月、七月、九月、十一月に
これを開くを例とする。

昭和二十一年十一月二十二日
鳥取縣知事 谷林 敬 射 三

鳥取縣告示第四百八十五號
鳥取縣會經營改善補助規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月二十二日
鳥取縣知事 谷林 敬 射 三

第一條 補助金の交付は左に掲げる施設に關する系統農業團體又
は知事の適當と認める者の費用にのみ系統農業團體又は
該團體の適當と認める者にこれを交付する。一、八五〇

四、養蠶共同園設置施設。
關于、養蠶共同園設置施設。
鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
四、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
五、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
六、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
七、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
八、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す
九、養蠶共同園設置施設。鳥取縣會經營改善補助規程の旨の旨を附録に記す

附 則

けた者が前條の書類に記載した事項に重要な變更をしよ
うとする場合は豫め知事に届出でなければならぬ。
前項の届出があつた場合、知事が必要と認めたときは
計劃の變更其他必要な事項を命ずることがある。
第五條 補助金の交付を受けた者は翌年五月三十一日迄に
事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければなら
ない。

第六條 本規程によつて養蠶實行組合又は市町村農業會か
ら知事に提出する書類は地方事務所を経由しなければな
らない。

第七條 補助金交付の許可を受け又は補助金の交付を受け
た者が左の各號の一に該當した場合知事は補助金交付の
許可を取消し又は既に交付した補助金の全部又は一部の
還付を命ずることがある。

- 一、本規程に違反したとき。
- 二、補助金交付の條件に違反したとき。
- 三、事業施行の方法不適當と認められたとき。
- 四、支出額が豫算額に比し減少したとき。

本規程は公布の日からこれを施行する。
昭和十七年十一月鳥取縣告示第七百十四號蠶絲業經營改善
施設補助規程はこれを廢止する。
本規程の施行前前項規程に基て補助金交付の指令を受けた
者についてはなほ従前の例による。